

八色園居宅介護支援事業所運営規程

〔平成19年1月1日〕
規程第3号

改正 平成25年1月1日規程第4号
令和5年11月15日規程第9号
令和6年6月17日規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、八色園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業について、介護保険法（平成9年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十一条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、利用者が要介護状態等となった場合において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが効率的に行なわれるようサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の運営にあたっては、市町村及び他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、協力と理解を得ながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

事業所の名称 八色園居宅介護支援事業所

事業所の所在地 新潟県南魚沼市浦佐4059番地1

(職員の職種及び配置)

第4条 事業所に管理者を置くとともに、介護支援専門員1名以上を常勤で置くものとする。なお、職員の配置にあつては、法第八十一条の規定に定める配置基準によるものとする。

(職務の内容)

第5条 職員の職務の内容については、次のとおりとする。

- 一 管理者は、所属職員を指揮監督し、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画の作成に関する業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、国民の休日（5月4日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。

二 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（居宅介護支援及び介護予防支援事業の提供方法）

第7条 居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法については、次の方法にとおりとする。

一 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意、配慮する。

イ 計画作成に先立ち、利用者及びその家族に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。

ロ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。

ハ 利用者や家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。これを、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。

ニ ハにより作成された居宅サービス計画の原案については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分説明を行い、文書により同意を得ることとする。

ホ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

ヘ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に限ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。

ト 利用者の生活全般を支援するという観点から、保険給付サービスのみならず、保険給付外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

二 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難

と認められるに至ったときは、介護保険施設への照会など便宜を図ることとする。

三 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう説明することとする。

(居宅訪問頻度)

第8条 居宅訪問頻度は介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後2週間以内に、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。

2 前項の訪問以降は、利用者の容体が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合は、1ヶ月に1回を目途として訪問する。

3 前二項に関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(利用する課題分析票の種類)

第9条 利用する課題分析票の種類は、「MDS—HC」とする。

(利用の相談を受ける場所)

第10条 利用者の相談は、事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅においても行う。

(サービス担当者会議開催場所)

第11条 担当者会議は、原則として事業所事務室で行う。ただし、必要に応じて居宅介護サービス事業者の事務室等を用いる。

(利用料及びその他の費用の額)

第12条 居宅介護支援を提供した場合の利用料等の額は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とする。

(事業の実施地域)

第13条 事業の実施地域は、南魚沼市内とする。

(緊急時の対応)

第14条 介護支援専門員は、介護支援事業を実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治の医師等に連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

2 介護支援専門員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治の医師等に報告する。

(事故発生時の対応)

第15条 介護支援専門員は、介護支援事業の実施中に事故が発生した場合には、ご家族、

市町村、関係医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- 一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 一～三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営にあたっての重要事項)

第17条 事業所は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、定期的研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、職務中において、また、居宅介護支援事業の従事者でなくなった後においても正当な理由がなく業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならない。
- 3 事業所は、提供した介護支援について利用者から苦情等があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 その他、管理上の指示に従うこと。

(身分を示す証明書)

第18条 介護支援専門員は居宅介護支援業務及び介護予防支援事業に従事するときは、身分証明書(別記様式)を常時携帯し、利用者又は家族から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(委任事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から適用する。